

第 2 5 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 7 月 2 6 日開会

中標津町農業委員会

令和4年7月26日、第25回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	二 瓶	裕 貴
2 番	横 田	千 秋
3 番	谷 川	好 則
4 番	長谷川	孝 二
5 番	田 中	洋 希
6 番	竹 村	聡
8 番	田 中	世 一
9 番	瀧 本	和 男
10 番	須 崎	智
11 番	和 泉	光 広
12 番	後藤田	宏 幸
13 番	高 橋	正 一
14 番	赤波江	信 二
15 番	小 林	亨
16 番	中 村	正 生
17 番	笠 原	康 博
18 番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

7 番 武 田 健 治

附議した案件

- | | |
|-------------|--|
| (イ) 議案第138号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| (ロ) 議案第139号 | 現況証明願いについて |
| (ハ) 議案第140号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (ニ) 議案第141号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (ホ) 議案第142号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| (ヘ) 議案第143号 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について |
| (ト) 議案第144号 | 賃借料情報の提供について |
| (チ) 報告第57号 | 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| (リ) 報告第58号 | 農地法第5条許可書の交付について |
| (ヌ) 報告第59号 | 農地委員会開催報告について |

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

- 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第25回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1番、二瓶 裕貴 委員。
2番、横田 千秋 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 6月24日の総会以降につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第138号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり) 農地係長
- 農地係長 上程になりました議案第138号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、帯広市〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 29,205 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和3年1月1日から令和7年12月31日まで。5、合意解約成立の日、令和4年7月1日。6、解約の理由、合意解約。
この案件については、議案第140号(1)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。
以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- (全委員) 「質疑なし」の声
- 議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第139号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第139号「現況証明願いについて」(1)から(3)について説明いたします。5ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 6,883 m²。利用状況、山林原野、他4筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は6ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和4年7月20日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

7ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 10,996 m²。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は8ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和4年7月20日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 19,283 m²。利用状況、山林原野、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は10ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和4年7月20日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第 139 号 (4) について説明いたします。11 ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積 1,361 m²。利用状況、山林原野、他 2 筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 12 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和 4 年 6 月 13 日、第 5 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(5) (6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋委員 上程になりました議案第 139 号 (5) (6) について説明いたします。13 ページをお開きください。

(5) 1、申請人の住所、氏名。

帯広市〇〇〇条〇〇丁目〇〇地〇〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番 3、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 12,979 m²。利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 14 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和 4 年 5 月 12 日、第 5 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

15ページをお開きください。

(6) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇条〇〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,615 m²。利用状況、山林原野、他3筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。

4、見取図は16ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の白地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和3年12月14日、第5地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小林委員。

小林委員 上程になりました議案第139号(7)について説明いたします。17ページをお開きください。

(7) 1、申請人の住所、氏名。

札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇号、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積615 m²。利用状況、宅地、他1筆。3、申請の理由。非農地である証明が必要なため。4、見取図は18ページのとおりです。

本案件につきましては、非農地証明が必要なため、申請があったものです。

当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和4年7月20日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)から(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋委員 上程になりました議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)から(3)について説明いたします。20ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、帯広市〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。
譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,051㎡、利用
目的、牧草畑、他2筆、計75,545㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所
有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設
定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,890,000円。
6、資金調達方法、ステップアップローン、2,890,000円。7、当事者の経営状況。
世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計1,615,245㎡、家畜、牛112頭。8、見取
図については、21ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、〇〇〇〇氏の所有農地について、現在、賃貸借している
農地を含め、所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書
のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると判断いたしました。
22ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、帯広市〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,752㎡、利用
目的、牧草畑、他2筆、計146,288㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所
有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借の設定。5、期間、
令和4年7月26日から令和6年3月31日まで。6、価格。年500,000円。7、資
金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、経営
地、計1,907,404㎡、家畜、牛697頭。9、見取図は、22ページのとおりです。
この案件につきましては、〇〇〇〇氏の所有農地について、賃貸借したい旨の申し
出があったものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に
は該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。
24ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,814㎡、利用目

的、牧草畑、他1筆、計51,321㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,334,000円。6、資金調達方法、ステップアップローン、3,334,000円。7、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、経営地、計950,586㎡、家畜、牛82頭。8、見取図については、25ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者双方の合意により、〇〇氏が所有している農地について所有権移転の設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第141号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)横田委員。

横田委員 上程になりました議案第141号農地法第4条の規定による許可申請について(1)について説明いたします。27ページを開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積55,054㎡内7,208㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、28ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模の拡大に伴い、哺育舎・育成舎等、新たに増築するもので、申請面積については、7,208㎡で、令和4年7月20日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第141号(2)について説明いたします。29ページを開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 90,708 m²内 1,151 m²。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。令和4年9月1日から永年。5、見取図については、28ページのとおりととなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模の拡大に伴い、牛舎を新設するにあたり、作業用スペースを新たに増築するもので、申請面積については、1,151 m²で、令和4年7月19日に第4地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおりと転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおりと、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおりと、意見聴取致します。
日程7、議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(4)、(5)から(9)、(10)から(16)の3回に分けて審議を致します。
(1)から(4)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(4)について、説明いたします。
議案の32ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積26,670㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,653,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金1,600,000円、自己資金53,000円。7、当事者の経営状況、世帯員8人、農従者4人、経営地、計1,044,386㎡。家畜、牛229頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、36ページのとおりです。なお、(2)から(4)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。33ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積101,844㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計124,964㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,307,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金7,300,000円、自己資金7,000円。7、当事者の経営状況、構成員1人、農従者1人、経営地、計919,781㎡。家畜、牛242頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、36ページのとおりです。34ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積77,298㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。5,101,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金5,100,000円、自己資金1,000円。7、当事者の経営状況、構成員1人、農従者1人、経営地、計1,042,800㎡。家畜、牛305頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、36ページのとおりです。35ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積32,617㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,348,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金2,300,000円、自己資金48,000円。7、当事者の経営状況、世帯員2人、農従者2人、経営地、計697,227.13

m²。家畜、牛 58 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、36 ページのとおりです。

この4件につきましては、平成29年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第142号(1)から(4)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって議案第142号(1)から(4)は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、○番、○○委員の退席をお願い致します。
(～○○委員退席後～)
(5)から(9)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第142号(5)から(9)について、説明いたします。
議案の37ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○線○○番地、○○ ○○、○○歳。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積1,929 m²内1,080 m²、利用目的、牧草畑、他4筆、計43,710 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年8月1日から令和7年7月31日まで。6、価格。年129,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、5人、経営地、計774,919 m²、家畜、牛351頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、44ページのとおりです。なお、(6)から(8)につきましては貸主が同一であり、見取図も44ページのとおりになりますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。39ページをお開きください。

(6)1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 13,488 m² 内 9,400 m²、利用目的、牧草畑、他 5 筆、計 90,347 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで。6、価格。年 241,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6 人、農従者、3 人、経営地、計 853,621 m²、家畜、牛 190 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。41 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 34,935 m²内 33,700 m²、利用目的、牧草畑、他 6 筆、計 93,314 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで。6、価格。年 258,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 780,127.38 m²、家畜、牛 293 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。43 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 68,482 m²内 53,900 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで。6、価格。年 140,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5 人、農従者、4 人、経営地、計 801,950.94 m²、家畜、牛 138 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上の 4 件につきましては、〇〇〇〇氏から所有農地を賃貸借したい旨の申出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。45 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、釧路市〇〇〇丁目〇番地〇〇、〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 28,417 m²内 8,700 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで。6、価格。年 22,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5 人、農従者、4 人、経営地、計 801,950.94 m²、家畜、牛 138 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、46 ページのとおりです。

この案件につきましては、渡邊駿から所有農地を賃貸借したい旨の申出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5) から (9) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第142号(5) から (9) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって議案第142号(5) から (9) は原案のとおり、可決されました。二瓶委員に申し上げます。本案は原案のとおり、承認されました。
(10) から (12) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第142号(10) から (12) について説明いたします。
議案の47ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 26,083 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年8月1日から令和5年7月31日まで。6、価格。年 668,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、5 人、農従者、4 人、経営地、計 2,881,534.99 m²、家畜、牛 833 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、52 ページのとおりです。

なお(11)(12)につきましても、貸主が同一であり、見取図につきましても52 ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。
49 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 16,402 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする

する契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年8月1日から令和5年7月31日まで。6、価格。年568,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、経営地、計493,374㎡、家畜、牛88頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

51ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,070㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計53,967㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年8月1日から令和5年7月31日まで。6、価格。年144,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、1人、経営地、計527,147㎡、家畜、牛68頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上の3件につきましては、〇〇 〇氏から所有農地を賃貸借したい旨の申出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)から(12)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第142号(10)から(12)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって議案第142号(10)から(12)は原案のとおり、可決されました。
(13)から(16)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋委員 上程になりました議案第142号(13)から(16)について説明いたします。
議案の53ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積38,954㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しよう

とする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,918,000 円。6、資金調達方法。ステップアップローン。7、当事者の経営状況、世帯員 2 人、農従者 2 人、経営地、計 1,005,390 m²。家畜、牛 100 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、54 ページのとおりです。

この案件につきましては、佐藤広光氏から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。55 ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇条〇〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,862 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。31,059,000 円。6、資金調達方法。ステップアップローン。7、当事者の経営状況、世帯員 5 人、農従者 5 人、経営地、計 560,080.60 m²。家畜、牛 60 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、59 ページのとおりです。なお、(15)(16)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

57 ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,438 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。6,188,000 円。6、資金調達方法。ステップアップローン。7、当事者の経営状況、世帯員 4 人、農従者 3 人、経営地、計 756,411 m²。家畜、牛 75 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、59 ページのとおりです。

58 ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 29,732 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。917,000 円。6、資金調達方法。ステップアップローン。7、当事者の経営状況、世帯員 4 人、農従者 2 人、経営地、計 950,586 m²。家畜、牛 82 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、59 ページのとおりです。

この 3 件につきましては、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

議長 説明が終わりましたので、(13)から(16)の質疑に入ります。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第１４２号（１３）から（１６）について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

議 長 ご異議ないものと認めます。よって議案第１４２号（１３）から（１６）は原案のとおり、可決されました。

日程８、議案第１４３号「農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

（挙手あり） 農地係長。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

いて」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 報告第57号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)について説明いたします。67ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)。
2、許可年月日、許可番号。令和3年7月21日付、中農委5第令3-2号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、他2筆。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間。令和3年7月24日から令和4年7月23日まで。6、事業完了年月日。令和4年6月18日。7、この完了検査につきましては、令和4年7月19日に第4地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
日程10、報告第58号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第58号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
70ページをお開きください。
許可日。令和4年6月24日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 52,527 m²内 18,274 m²。3、許可期間。令和4年6月25日から令和5年6月24日となっております。
以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程11、報告第59号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員長

高橋委員長 報告第59号「農地委員会開催報告について」、令和4年6月24日、3・4号会議

室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容、1、令和3年中標津町賃借料情報の提供について。農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第52条で定められていることから令和3年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

令和3年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから農地保有合理化事業等、通常の農業者同士の賃貸借ではない案件を除いた賃借料を提供するとの結論としたところです。

以上、農地委員会の開催報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農地委員会の報告を終わります。
日程12、議案第144号「賃借料情報の提供について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第144号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。73ページをご覧ください。標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。

中標津町賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結または公告された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における10a当りの賃借料水準は、以下のとおりとなっております。なお、農地委員長から報告がありましており、農業委員会の賃借料評価に当てはまらない、保有合理化事業による賃貸借、町営牧場の賃貸借などは、著しく賃借料水準を下げることから、除いて集計しております。総会承認後、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第25回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 11時27分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月9日

会 長 _____

7 番 _____

9 番 _____